

(仮称) 高槻市個人情報の保護に関する法律施行条例 (素案)
について

総務部法務ガバナンス室

個人情報の保護に関する法律 (以下「法」という。) の改正を受け、「(仮称) 高槻市個人情報の保護に関する法律施行条例 (以下「法施行条例」という。)」の制定等を行います。

1 法施行条例の制定理由

国においては、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立及び個人情報保護制度の国際的な調和を図るため、法が改正されることになりました。改正後の法では、個人情報の定義や、個人情報の収集・利用・提供に係る制限規定が統一化されるなど、民間事業者、国の行政機関、地方公共団体等において異なっていた制度体系が抜本的に見直されています。

これまで条例の規定に基づいて個人情報を取り扱ってきた地方公共団体は、令和5年4月以降、法や国のガイドライン等に基づいて、個人情報の収集・利用・提供等を行うこととなりますが、一部の事項については、地域の実情に応じて地方公共団体が条例で定めることができるため、本市においては自己情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求 (以下「開示等請求」という。) に係る手続等について、法の施行に必要となる事項を法施行条例で定めることとします。

2 法施行条例に規定する内容

(1) 存否応答拒否処分に係る附属機関への報告

現行の高槻市個人情報保護条例 (以下「現行条例」という。) においては、存否応答拒否処分 (公文書の存否を明らかにせずに関示請求を拒否する決定) ができるとされており、同処分をした場合には、高槻市個人情報保護運営審議会にその旨を報告することが義務付けられています。

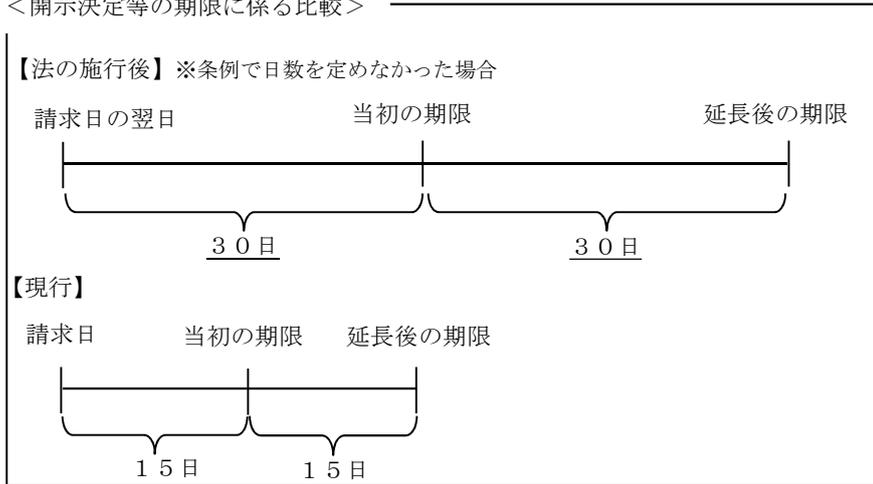
他方、法においては、存否応答拒否処分に係る規定は設けられていますが、附属機関への報告義務までは定められていません。

この点、附属機関への報告手続を設けることで濫用の抑止につながることは、また、その妥当性について第三者から意見を聴取する機会を確保することは、個人情報保護制度の適正な運営に資すると考えられることから、引き続き存否応答拒否処分については附属機関に報告しなければならないこととします。

(2) 開示等請求に係る決定期限

法では、開示請求に係る当初の決定期限及び開示等請求に係る決定期間延長後の期限までの日数が現行条例よりも増えていますが、本市の運用実績として、期限内に処理できなかった事例はないことを踏まえ、現行と同じ日数とします。

＜開示決定等の期限に係る比較＞



(3) 写しの交付に係る手数料

法の改正に伴い、写しの交付に要する費用は、従来の「実費」から「実費の範囲内の手数料」に変更されることとなりますが、複合機賃借料の単価変動、情報公開制度や行政不服審査制度における写しの交付に要する費用との均衡のほか、請求者にとっての利用のしやすさを考慮し、写しの交付に係る手数料は現行の実費相当額と同額とします。

(4) 運用状況の公表

現行条例においては、個人情報ファイルの届出件数及び開示等請求の件数など現行条例の運用状況を毎年公表することが定められていますが、法においては、公表する義務は定められていません。

この点、個人情報保護事業における本市の主体的な公表体制を確保することは、個人情報保護制度の適正な運営に資すると考えられることから、引き続き運用状況を公表することとします。

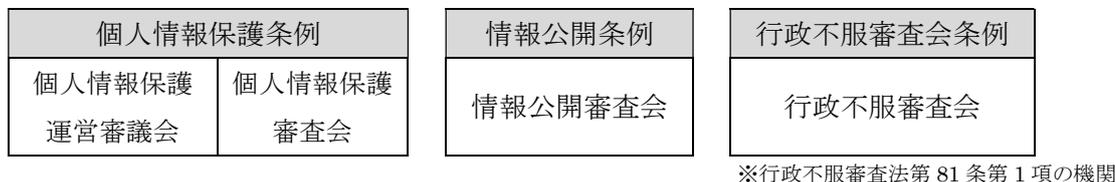
3 法施行条例の制定に伴う関連条例（高槻市情報公開条例及び高槻市行政不服審査会条例）の一部改正

次に掲げる理由から、法の改正に合わせて、高槻市情報公開条例及び高槻市行政不服審査会条例を一部改正し、高槻市個人情報保護運営審議会、高槻市個人情報保護審査会、高槻市情報公開審査会及び高槻市行政不服審査会の担当事務を合わせて所掌する新たな附属機関を設置することとします。

- (1) 開示等請求に係る決定に対する審査請求を審査する機関（高槻市個人情報保護審査会）は、法において「行政不服審査法第81条第1項の機関」として設置することが定められたこと。
- (2) 個人情報保護制度と情報公開制度は「両輪」であり、両制度に係る諮問事項は同一の附属機関において担任することが望ましいこと。

- (3) 法は、個人情報の収集、利用、提供等に関して類型的に附属機関に諮問することを想定しておらず、高槻市個人情報保護運営審議会 of 担当事務が減少する結果、同審議会を単独で設置する必要性が低くなること。

【現行】



【見直し後】



4 附属機関の答申

本件については、令和 3 年 1 2 月 3 日付けで高槻市個人情報保護運営審議会に、令和 4 年 2 月 1 日付けで高槻市情報公開審査会にそれぞれ諮問し、諮問内容を承認する旨の答申を得ています。

5 今後のスケジュール（予定）

- (1) 市民への周知（広報たかつき令和 4 年 6 月号及び市ホームページ）
- (2) パブリックコメントの実施（令和 4 年 6 月 20 日～同年 7 月 19 日）
- (3) パブリックコメントの実施結果の公表（令和 4 年 9 月）
- (4) 条例制定等に係る議案の上程（令和 4 年 1 2 月市議会を予定）
- (5) 施行日（法改正の施行日に合わせ、令和 5 年 4 月 1 日を予定）